

議案第43号

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第26条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。